

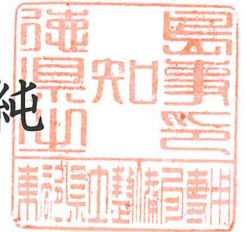


東土第3628号
令和5年10月20日

株式会社鷹鉾組

代表取締役 下坂 登 殿

徳島県知事 後藤田 正純



特定建設業の許可について（通知）

令和5年9月19日付けで申請のありました特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許 可 番 号	徳島県知事許可（特－05）第4795号
許 可 年 月 日	令和5年10月21日
許可の有効期間	令和5年10月21日から令和10年10月20日まで
建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業 解体工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 令和10年9月20日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）